

別表

令和5年12月1日

種目	品目	障害及び程度	性能	年齢制限	耐用年数	基準額
介護・訓練 支援用品	特殊寝台	1 下肢又は体幹機能障害2級以上のもの 2 上記対象者と障害の程度等が同等であると認められた指定の難病患者等	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	18歳以上	8年	154,000円
	特殊マット（身体障害者）	1 下肢又は体幹機能障害1級（常時介護を要する者に限る。）のもの 2 上記対象者と障害の程度等が同等であると認められた指定の難病患者等	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	18歳以上	5年	19,600円
	特殊マット（障害児及び知的障害者）	1 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児者として判定され障害の程度が重度又は最重度であるもの 2 及び身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（下肢又は体幹機能障害にかかるものに限る。）の程度が1級又は2級であるもの 3 上記対象者と障害の程度等が同等であると認められた指定の難病患者等	失禁等による汚染又は損耗を防止するためマット（寝具）にビニール等の加工をしたもの。	3歳以上 （ただし身障児については17歳以下。）	5年	19,600円
	特殊尿器	1 下肢又は体幹機能障害1級（常時介護を要する者に限る。）のもの 2 上記対象者と障害の程度等が同等であると認められた指定の難病患者等	尿が自動的に吸引されるもので、障害児者等又は介護者が容易に使用し得るもの。	学齢児以上	5年	67,000円
	入浴担架	1 下肢又は体幹機能障害2級以上（入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）のもの 2 上記対象者と障害の程度等が同等であると認められた指定	介助者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。	3歳以上	5年	82,400円

		の難病患者等				
	体位交換器	1 下肢又は体幹機能障害2級以上（下着の交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）のもの 2 上記対象者と障害の程度等が同等であると認められた指定の難病患者等	介助者が障害児等の体位を交換させるのに容易に使用し得るもの。	学齢児以上	5年	15,000円
	移動用リフト	1 下肢又は体幹機能障害2級以上のもの 2 上記対象者と障害の程度等が同等であると認められた指定の難病患者等	介護者が重度身体障害児等を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	3歳以上	4年	159,000円
	訓練いす	1 身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級のもの 2 上記対象者と障害の程度等が同等であると認められた指定の難病患者等	原則として附属のテーブルをつけるものとする。	3歳～17歳	5年	33,100円
	訓練用ベッド	1 身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級であるもの 2 上記対象者と障害の程度等が同等であると認められた指定の難病患者等	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの。	学齢児以上 17歳以下	8年	159,200円
自立生活支援用具	入浴補助用具	1 下肢又は体幹機能障害者で、入浴に介助を必要とするもの 2 上記対象者と障害の程度等が同等であると認められた指定の難病患者等	A:入浴時の移動、浴槽への入水等を補助でき、障害児者等又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。 B:入浴時の座位の保持を補助できるもの。	3歳以上	A,B共に 8年	A,B共に 90,000円
	便器	1 下肢又は体幹機能障害2級以上であって、常時介護を要するもの 2 上記対象者と障害の程度等	障害児者等が容易に使用し得るもの。（手すりをつけることができる。）ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	学齢児以上	8年	4,450円 手すり付 9,850円 (手すりのみ)

		が同等であると認められた指定の難病患者等				5,400 円)
頭部保護帽	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児者として判定され障害の程度が重度又は最重度であるもので、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者及び平衡機能、下肢若しくは体幹機能障害者。 2 上記対象者と障害の程度等が同等であると認められた指定の難病患者等	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	-	3 年		12,160 円
歩行補助杖	1 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害者があるもの 2 上記対象者と障害の程度等が同等であると認められた指定の難病患者等	障害児者が容易にかつ安全に使用し得るもの。	-	3 年		3,150 円
移動・移乗支援用具	1 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とするもの 2 上記対象者と障害の程度等が同等であると認められた指定の難病患者等	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障害者の身体機能の状態を十分に踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。	3 歳以上	8 年		60,000 円
特殊便器	1 上肢障害 2 級以上のもの 2 上記対象者と障害の程度等が同等であると認められた指定の難病患者等	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	学齢児以上	8 年		151,200 円
火災警報器	1 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児者として判定され障害の程度が重度又は最重度であるもの 2 身体障害者手帳に記載の障害等級が 2 級以上のもので、火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの（当該児者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。） 3 上記対象者と障害の程度等	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。	3 歳以上	8 年		15,500 円 (ただし、1 世帯につき 2 台を限度する。)

		が同等であると認められた指定の難病患者等				
	自動消火器	上記と同じ。	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。	3歳以上	8年	28,700円
	電磁調理器	1 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児者として判定された障害の程度が重度又は最重度の者及び視覚障害2級以上のもの（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯） 2 上記対象者と障害の程度等が同等であると認められた指定の難病患者等	知的障害者及び視覚障害者が容易に使用し得るもの。	18歳以上	6年	41,000円
	歩行時間延長信号機用小型送信機	1 視覚障害2級以上のもの 2 上記対象者と障害の程度等が同等であると認められた指定の難病患者等	視覚障害児者が容易に使用し得るもの。	学齢児以上	10年	7,000円
	聴覚障害者用屋内信号装置	1 聴覚障害2級以上のもの（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯） 2 上記対象者と障害の程度等が同等であると認められた指定の難病患者等	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの。	18歳以上	10年	87,400円
	発動発電機	1 在宅で人工呼吸器、ネブライザー及び、電気式たん吸引器を使用している障害児者等 2 上記対象者と障害の程度等が同等であると認められた指定の難病患者等	介助者が容易に使用し得るもの。	—	5年	200,000円
在宅療養等支援用具	透析液加温器	1 腎臓機能障害3級以上で自己連続携帯式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行うもの 2 上記対象者と障害の程度等が同等であると認められた指定の難病患者等	透析液を加温し、一定温度に保つもの。	3歳以上	5年	51,500円
	ネブライ	1 呼吸器機能障害3級以上又	障害児者等が容易に使用し得る			

ザー（吸入器）	<p>は同程度の身体障害児者であつて、必要と認められるもの</p> <p>2 えんげ機能に支障がある重度の肢体不自由児者</p> <p>3 上記対象者と障害の程度等が同等であると認められた指定の難病患者等</p>	もの。	学齢児以上	5年	36,000円
電気式たん吸引器	<p>1 呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害児者であつて、必要と認められるもの</p> <p>2 えんげ機能に支障がある重度の肢体不自由児者</p> <p>3 上記対象者と障害の程度等が同等であると認められた指定の難病患者等</p>	障害児者等が容易に使用し得るもの。	学齢児以上	5年	56,400円
酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行うもの。	障害者が容易に使用し得るもの。	18歳以上	10年	17,000円
盲人用体温計（音声式）	<p>1 視覚障害2級以上のもの（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）</p> <p>2 上記対象者と障害の程度等が同等であると認められた指定の難病患者等</p>	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	学齢児以上	5年	9,000円
盲人用体重計	<p>1 視覚障害2級以上のもの（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）</p> <p>2 上記対象者と障害の程度等が同等であると認められた指定の難病患者等</p>	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	18歳以上	5年	18,000円
視覚障害者用血圧計	<p>1 視覚障害2級以上のもの（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）</p> <p>2 上記対象者と障害の程度等が同等であると認められた指定の難病患者等</p>	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	18歳以上	5年	15,000円
動脈血中酸素飽和度測定器（パルス）	<p>1 呼吸器機能障害3級で人工呼吸器が必要なもの</p> <p>2 上記対象者と障害の程度等が同等であると認められた指定</p>	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用できるもの。	—	5年	157,500円

	オキシメーター)	の難病患者等				
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	1 音声機能若しくは言語機能障害児者又は肢体不自由児者であって、発声・発語に著しい障害を有するもの 2 上記対象者と障害の程度等が同等であると認められた指定の難病患者等	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの。	学齢児以上	5年	98,800円
情報・通信支援用具		1 視覚又は上肢機能障害2級以上の者（Bについては視覚障害2級以上）で前年の所得税課税所得金額（各種所得控除後の額）が、助成を行う月の属する年の特別障害者手当の所得制限限度額を超えないもの 2 上記対象者と障害の程度等が同等であると認められた指定の難病患者等	A:情報機器（パーソナルコンピュータ）を使用するに当たり、必要となる周辺機器 B:音声によるインターネットソフト	—	A 5年 B 5年	A:100,000円 B:50,000円
点字ディスプレイ		1 視覚障害者及び聴覚障害者の重度重複障害者（原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級）の身体障害者であって、必要と認められるもの 2 上記対象者と障害の程度等が同等であると認められた指定の難病患者等	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの。	18歳以上	6年	383,500円
点字器		1 視覚障害児者で必要と認められるもの 2 上記対象者と障害の程度等が同等であると認められた指定の難病患者等	触覚で識別できる凸点を組み合わせて構成される点字を打つことができる用具。なお、ここでいう点字器とは、点	標準型 A:32マス18行、両面書真鍮板製 B:32マス18行、両面書プラスチック製	-	7年 A:10,712円 B:6,798円

			字用紙をはさ んで固定する 板と点字を打 つための定規 及び点筆を組 み合わせたも のをいう。	携帯用 A : 32 マス 4 行、片面書 アルミニュー ム製 B : 32 マス 12 行、片面書 プラスチック 製		5年	A : 7,416 円 B : 1,699 円
点字タイ プライタ ー	1 視覚障害 2 級以上（本人が 就労若しくは就学しているか又 は就労が見込まれるものに限 る。）のもの 2 上記対象者と障害の程度等 が同等であると認められた指定 の難病患者等	視覚障害児者が容易に使用し得 るもの。		-	5年	63,100 円	
視覚障害 者用ポー ダブルレ コーダー	1 視覚障害 2 級以上のもの 2 上記対象者と障害の程度等 が同等であると認められた指定 の難病患者等	音声等により操作ボタンが知覚 又は認識でき、かつ、DAISY 方 式による録音並びに当該方式に より記録された図書の再生が可 能な製品であって、視覚障害児 者が容易に使用し得るもの。	学齢児以上	6年	(録音再生 機) 85,000 円 (再生専用 機) 35,000 円		
視覚障害 者用活字 文書読上 げ装置	1 視覚障害 2 級以上のもの 2 上記対象者と障害の程度等 が同等であると認められた指定 の難病患者等	文字情報と同一紙面上に記載さ れた当該文字情報を暗号化した 情報を読み取り、音声信号に変 換して出力する機能を有するも ので、視覚障害児者が容易に使 用し得るもの。	学齢児以上	6年	99,800 円		
視覚障害 者用拡大 読書器	1 視覚障害児者であって、本 装置により文字等を読むことが 可能になるもの 2 上記対象者と障害の程度等 が同等であると認められた指定 の難病患者等	画像入力装置を読みたいもの (印刷物等) の上に置くことで、 簡単に拡大された画像 (文字等) をモニターに映し出せるもの。	学齢児以上	8年	198,000 円		
盲人用時 計	1 視覚障害 2 級以上のもの。 なお、音声時計は、手指の触覚 に障害がある等のため触読式時 計の使用が困難な者を原則とす	視覚障害者が容易に使用し得る もの。	18歳以上	10 年	(触読時 計) 10,300 円 (音声時		

		る。 2 上記対象者と障害の程度等が同等であると認められた指定の難病患者等				計) 13,300 円
聴覚障害者用通信装置	1 聴覚障害児者又は発声・発語に著しい障害を有するものであって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの 2 上記対象者と障害の程度等が同等であると認められた指定の難病患者等	一般の電話に接続することができ、音声の代りに、文字等により通信が可能な機器であり、障害児者が用意に使用し得るもの。	学齢児以上	5年		71,000円
聴覚障害者情報受信装置	1 聴覚障害児者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの 2 上記対象者と障害の程度等が同等であると認められた指定の難病患者等	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害児者が容易に使用し得るもの。	-	6年		88,900円
人工喉頭	1 喉頭を全摘出したこと等により音声機能を喪失したもの。 2 上記対象者と障害の程度等が同等であると認められた指定の難病患者等	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの。	-	4年	(笛式)	5,150円
		顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの。	-	5年	(電動式)	72,203円
福祉電話(貸与)	1 難聴者又は外出困難な身体障害者(原則として2級以上)であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められるもの及びファックス被貸与者(障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)。 2 上記対象者と障害の程度等が同等であると認められた指定の難病患者等	電話回線の設置にかかる費用(工事料、加入費、手数料等。電話機本体は含まれない。)	18歳以上	-	-	-

	ファックス (貸与)	<p>1 聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害3級以上であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められるもの（電話（難聴者用電話を含む。）によるコミュニケーション等が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）。</p> <p>2 上記対象者と障害の程度等が同等であると認められた指定の難病患者等</p>	障害者が容易に使用し得るもの。		18歳以上	-	-
	点字図書	<p>1 主に、情報の入手を点字によっている視覚障害児者</p> <p>2 上記対象者と障害の程度等が同等であると認められた指定の難病患者等</p>	点字により作成された図書 ※詳細については別に定めるところによる。		-	-	市長が必要と認めた額
排泄管理 支援用具	ストーマ 装具	<p>1 腸管の切除または膀胱の切除によって肛門からの排便または膀胱からの排尿が困難となり、腹部に人口肛門または人口膀胱を設け排泄を行っているもの</p>	蓄便袋	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋とする。ラテックス製又はプラスチックフィルム製。	-	-	8,858円
		<p>2 上記対象者と障害の程度等が同等であると認められた指定の難病患者等</p>	蓄尿袋	低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収尿袋で尿処理用のキャップ付とする。ラテックス製又はプラスチックフィルム製。			11,639円
	紙おむつ等	<p>1 ストーマの著しい変形若しくはストーマ周辺の著しい皮膚のびらんのためストーマ用装具を装着できないもの又は二分脊椎による排尿機能障害又は排便機能障害のあるもので、紙おむつの必要が認められるもの</p> <p>2 脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿若しくは排便の意思表示が困難な者で、紙おむ</p>	排泄された尿や便を捕捉するため下腹部に着用する紙製の使い捨ての衣服		3歳以上	-	12,000円

		つの必要が認められるもの※ 3 上記対象者と障害の程度等が同等であると認められた指定の難病患者等				
収尿器	1 脊髄損傷等による排尿障害（特に失禁のある場合）により、収尿器が必要であると認められるもの 2 上記対象者と障害の程度等が同等であると認められた指定の難病患者等	男子用	採尿器と蓄尿器で構成し、尿の逆流防止装置をつけるものとする。ラテックス製又はゴム製。 A：普通型 B：簡易型	-	1年	A：7,931円 B：5,871円
		女子用	A：普通型 耐久性ゴム製採尿袋を有するもの。 B：簡易型 ポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付。			A：8,755円 B：6,077円
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有するものであって障害等級3級以上の児者（ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の児者）、及び指定の難病患者であって、下肢または体幹機能に障害のあるもの。	障害児者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。 ※詳細については別に定めるところによる。	学齢児以上	-	200,000円

※ 「排尿若しくは排便の意思表示が困難な者」とは、具体的障害状況は次のすべてを満たすものであること。

ア 自力でトイレにいけない（介助してもトイレまでいけない）、トイレに座らせられない（座位保持が困難で、自力でも介助でもトイレでの排泄が困難）。

イ 排尿、排便の感覚を失っている、又はこれらの感覚はあるが、その意思表示が行えない。

ウ 介助による定時排泄が困難である。

エ 歩行できないこと。

オ ア～エが知的障害や精神障害のみに起因するものではないこと。